

平成28年決算特別委員会(知事総括) 開催状況

開催年月日 平成28年11月11日(金)  
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員  
 答弁者 知事 高橋 はるみ

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>一 アスベスト対策について</b>  <b>(一) 環境省「通知」の扱いについて</b>                      はじめにアスベスト対策について伺います。環境省は5月23日、都道府県等に対して災害時におけるアスベスト対策の事前準備等を求める「通知」を发出了しました。その中で、市町村への周知徹底を「遺漏のないように」と念押ししていたわけですが、道は、点検マニュアルの作成の遅れ等を理由にして、環境省の通知を市町村に发出了したのは10月の31日でした。知事は、5か月間も放置した道の姿勢および、市町村への影響というのをどうお考えか伺います。</p> <p><b>(二) 点検ルールの策定遅れについて</b>                      遅滞を認められたということなんですが、改善の指示をされたらと。                      レベル2建材の損傷等の把握と飛散防止措置を求めた石綿障害予防規則の改正から、すでに2年が経っておりますけれども、道がレベル2建材の点検ルールを正式に定めたのは11月4日です。こうした道の姿勢のもとで、レベル2建材の点検ルールを定めているのは道内で3つの自治体にとどまっています。この策定の遅れについて、どう認識しているのか伺います。</p> <p><b>(三) 点検ルールの策定の推進について</b>                      今般、この点検ルールを策定していない自治体で、学校等の煙突の断熱材の脱落が見つかったわけですが、今後どのように、点検ルールを推進していくのか伺います。</p> <p><b>(四) 地域防災計画におけるアスベスト対策について</b>                      次に、地域防災計画にアスベスト対策を定めているのは26の市と町にとどまっていることがわかりました。そのうち環境省の「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル」を位置付けているのは、わずか9自治体だけです。周知だけでは進まないことが今回、改めて明らかになったんだと考えますが、市町村の遅れと道のこれまでの対応について知事はどのように認識されていますか。</p>	<p><b>(知事)</b>                      アスベスト対策に関し、環境省「通知」についてありますが、この通知では、市町村に対し、平成19年に環境省が策定をした「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル」に沿って、災害時の対応の準備を促すよう示されているところではありますが、災害発生時の応急措置等が中心であり、平常時のアスベストの使用状況の把握方法が示されていなかったことなどから、道では、より実践的な対策が講じられるよう、「アスベスト点検マニュアル」を作成をいたしたところでもあります。                      環境省の通知につきましては、同マニュアルの策定の目途が立ったことから、10月31日に市町村に送付をいたしたところでもあります。                      いずれにいたしましても、災害時の対応に万全を期すため、環境生活部に対し、遅滞なくスピーディーに情報の伝達を行うよう指示をいたしたところでもあります。</p> <p><b>(知事)</b>                      アスベストの点検方法についてであります。アスベストの点検に当たっては、施設管理者において、施設の種類や建築年次等を勘案しながら、その点検の方法や頻度などを定める必要があるところではありますが、多くの市町村では、文部科学省の調査要領や国土交通省の「建築物石綿含有建材調査マニュアル」等に基づき点検を行っているところであり、小樽市、苫小牧市、せたな町の3市町においても、その要領を踏まえ、点検方法を定めていると承知をいたしております。                      道といたしましては、文部科学省の調査要領等を総合的に勘案をし、更に、点検時期や劣化・損傷の判断基準と措置方法などを追加をし、「点検マニュアル」を作成をしたところであり、市町村にその活用を促していく考えであります。</p> <p><b>(知事)</b>                      アスベストの適切な点検の推進についてであります。道では今般、アスベストの適切な点検と管理に向け、「石綿含有保温材等点検マニュアル」を作成したところであり、今後、市町村の点検における活用と併せ、施設の種類等に応じた適切な管理が行われるよう、市町村を対象とした研修会を開催するなどして必要な助言等を行い、策定が進むよう努めてまいります。</p> <p><b>(知事)</b>                      地域防災計画におけるアスベスト対策についてありますが、道ではこれまで、市町村に対し、数次にわたり、環境省の災害時対応マニュアルを周知するとともに、平成23年の国の防災基本計画の修正に伴い、被災建築物の石綿飛散による被害を防ぐ措置等が盛り込まれたことを受け、地域防災計画の見直しを推進してまいったところではありますが、策定済の市町村は現在でも少ない状況にございます。                      道といたしましては、災害時において迅速・的確に対応するため、市町村の地域防災計画において、効果</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(五) 災害時のアスベスト対策の推進について</b>  環境省は災害時のアスベスト対策を、平常時から準備することを求めています。環境省マニュアルを地域防災計画に位置付けることや、災害時のアスベスト対策の具体化・推進が急がれるわけでありますけれども、知事はどのように取り組むのか伺います。</p> <p>対策の強化を求めておきたというふうにと 생각합니다。</p>	<p>的な対策が盛り込まれるよう、更なる指導や助言に努めていく必要があると認識をいたします。</p> <p><b>(知事)</b>  災害時のアスベスト対策の推進についてであります  が、道ではこれまで、環境省の「災害時対応マニュアル」については、平成19年、23年、24年に、市町村に対し、周知を図ってきたところでありますが、このたび、文科省の調査要領等を総合的に勘案をし、点検時期や劣化の判断基準と措置方法などを追加をした「点検マニュアル」を作成したところであり、市町村の地域防災計画においても、そのマニュアルに沿って平常時の点検方法を位置づける必要があると考えるところであります。</p> <p>今後、このマニュアルの周知はもとより、国や専門的な知見を有する団体等と連携して市町村職員を対象とした講習会を開催をし、先行して策定している自治体の計画や運用方法の事例を紹介するなど、災害時のアスベスト対策を迅速、的確に実施できるよう、市町村の取組を支援をしてまいります。</p>